
(3)教育・福祉など子供に関わる多様な 関係者間の連携

放課後子どもプラン推進事業実施要綱における 推進委員会・運営委員会に関する記載

①推進委員会の設置

ア 都道府県等は、域内の総合的な放課後対策事業等の在り方を検討する推進委員会を設置する。

イ 推進委員会では、放課後対策事業等の実施方針、安全管理方策、広報活動方策の検討・策定や、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を行う。

ウ 推進委員の選定にあたっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

①運営委員会の設置

ア 市町村は、域内の放課後対策事業の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定にあたっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

②コーディネーターの配置

ア 市町村は、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

イ コーディネーターは、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携についての調整のほか、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行うこと。

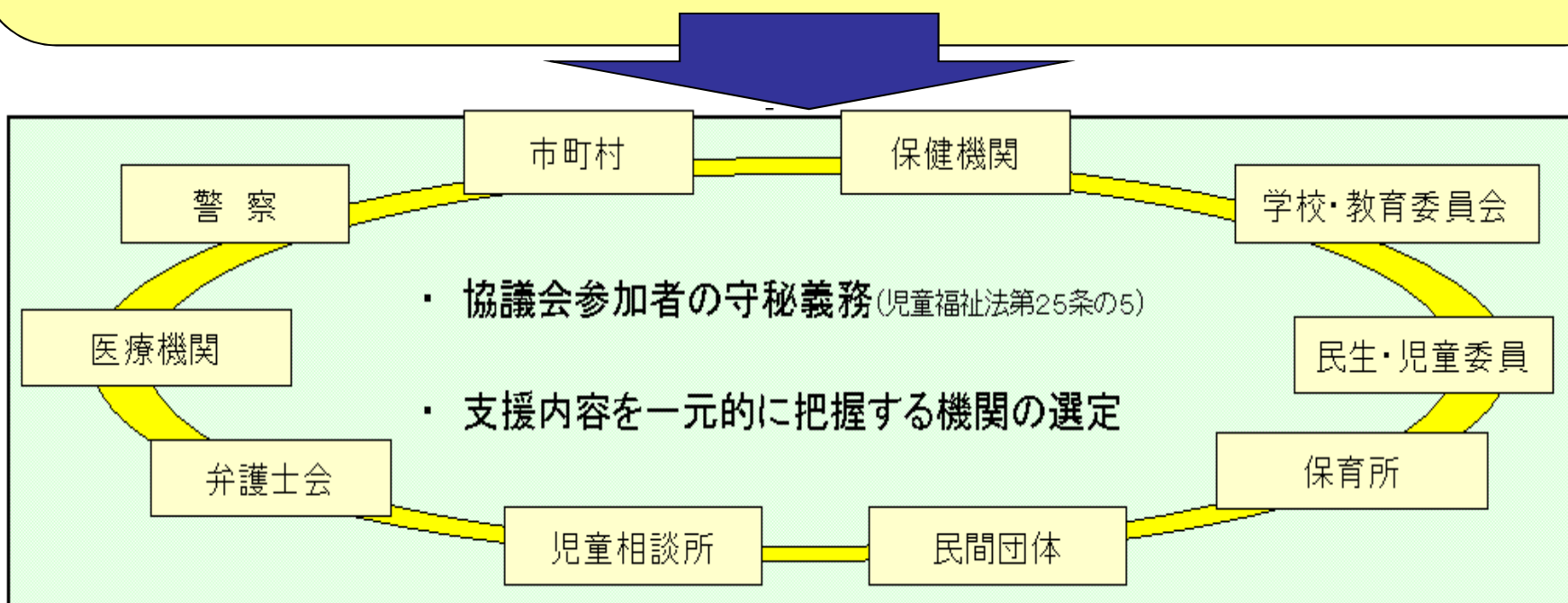
<参考> 自治体レベルでの多様な関係者の連携例

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)のイメージ

果たすべき機能

(厚生労働省HPより)

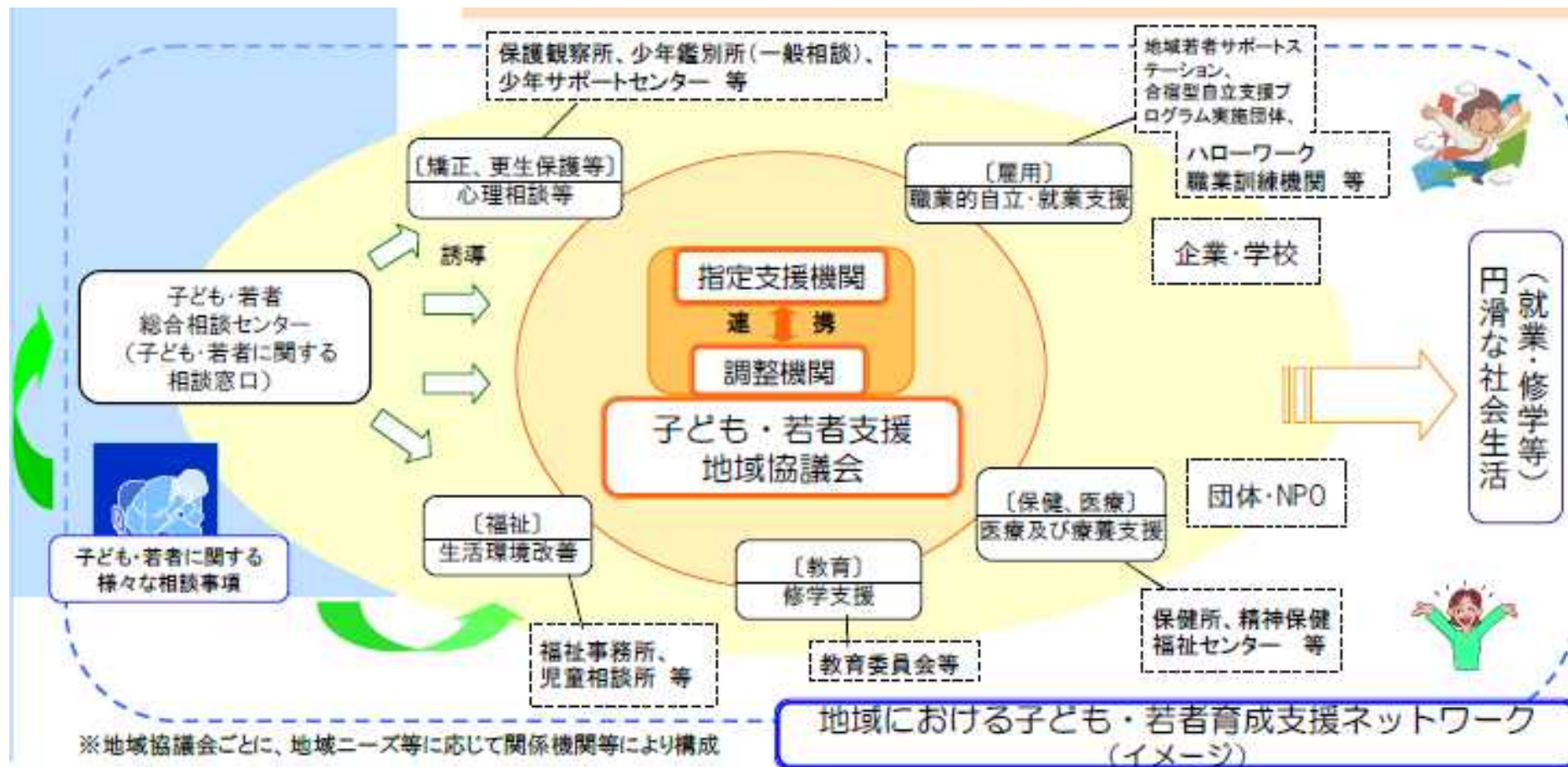
- 要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
 - ・適切な連携の下で対応していくことが重要
- であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
 - ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



<参考> 自治体レベルでの多様な関係者の連携例

子ども・若者支援地域協議会のネットワークイメージ (内閣府HPより)

※社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会



(4) 放課後子供教室と放課後児童クラブ の連携強化

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進。

「放課後子どもプラン推進事業」

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨

すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進。

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条3第2項に規定）

実施か所数

10,376か所（平成25年度）

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

21,482か所（平成25年5月）

実施場所

小学校 71.3%
 公民館 13.2%
 児童館 3.4%
 その他（中学校、特別支援学校など） 12.1%
 （平成25年度）

小学校（余裕教室） 28.1%
 "（専用施設） 24.1%
 児童館 12.8%
 その他（専用施設、既存公的施設など） 35.0%
 （平成25年5月）

開設日数

111日（平成25年度平均）

原則として長期休暇を含む年間250日以上

指導者

地域の協力者等

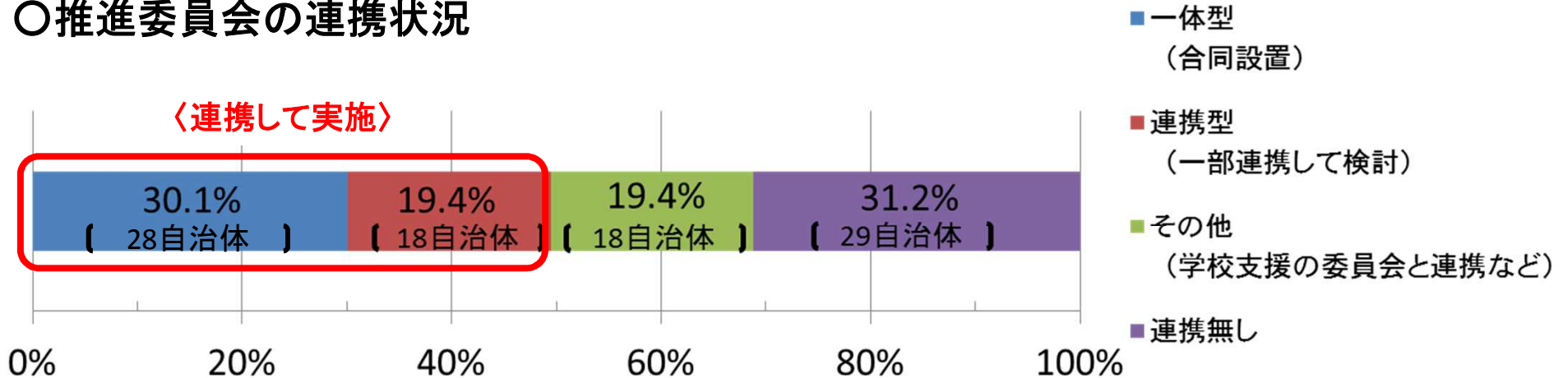
放課後児童指導員（専任）

放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況①

【都道府県レベルの連携】 N=93

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計
(H25.10現在))

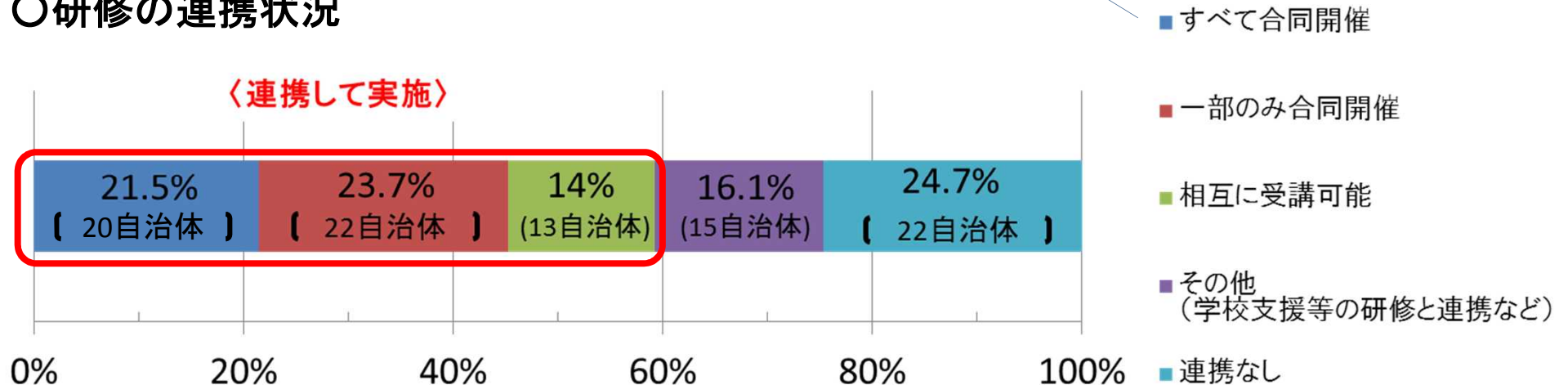
○推進委員会の連携状況



※放課後子供教室を実施している自治体の約50%は何らかの形で放課後児童クラブと連携して推進委員会を設置している

放課後子供教室と放課後児童クラブの研修を

○研修の連携状況



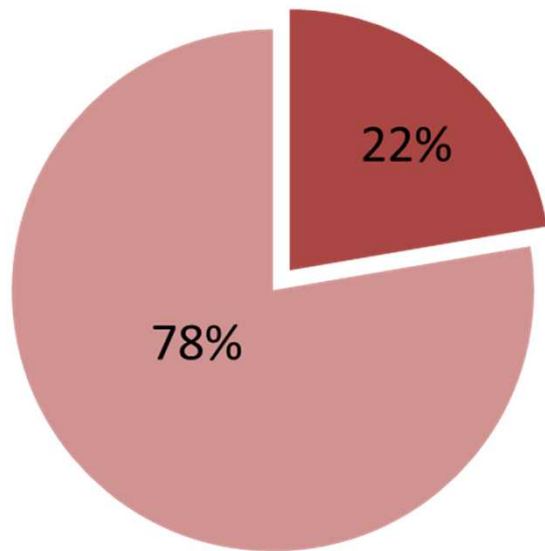
放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況②

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画書より集計
(H25.10現在))

【市町村レベルの連携】 N=1,010

○「放課後子どもプラン」として事業計画を策定しているか

■ 策定している ■ 策定していない

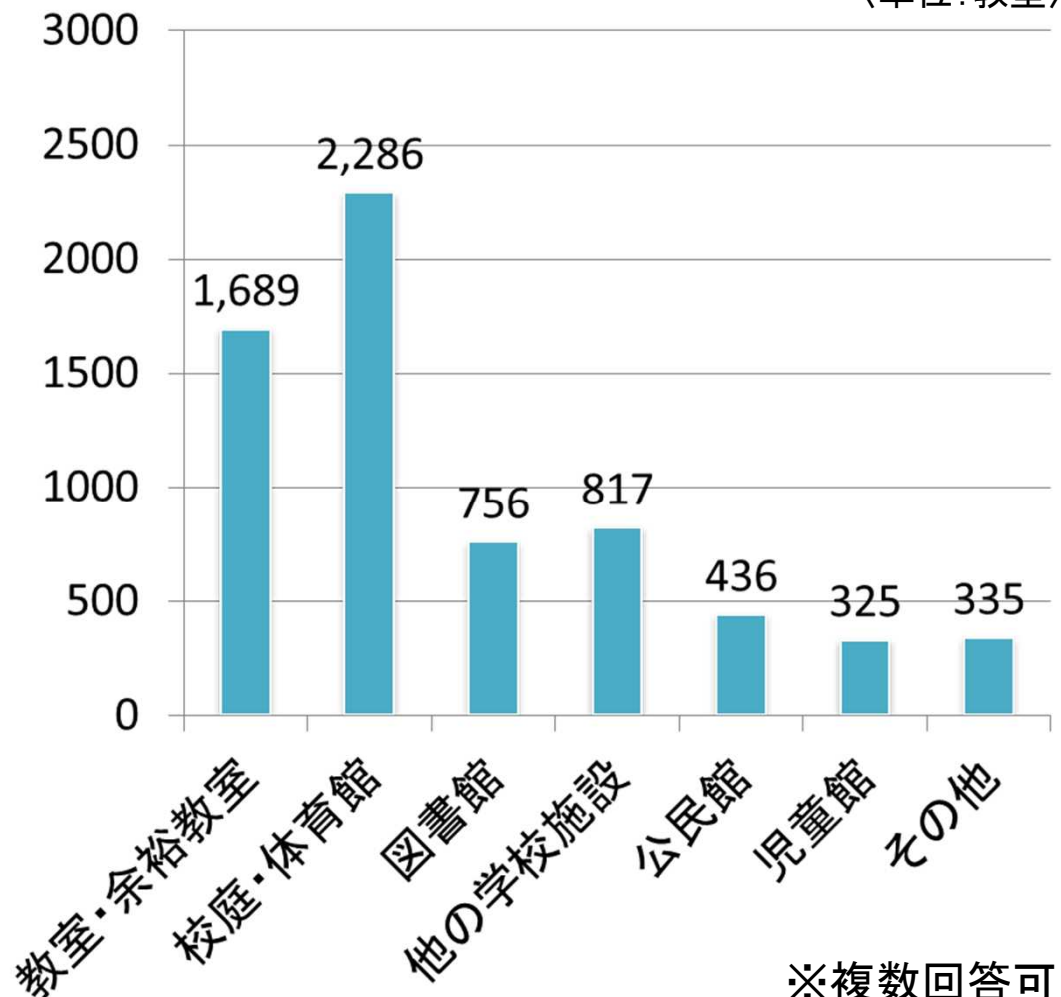


策定している	策定していない
225市町村	785市町村

【各教室レベルの連携】 N=10,376

○放課後子供教室と放課後児童クラブとで共有して活動している場所

〈単位：教室〉



※複数回答可

「放課後子どもプラン」の取組事例①

東京都府中市の例

《趣旨》

放課後子ども教室の児童も、放課後児童クラブの児童も、同じ小学校の児童であることから、放課後子どもプランの実施により、地域のまとまりや地域の活性化につなげ、放課後の成育環境の充実を図ることを目的とする。

※市内全小学校区(22学区)で連携した取組を実施。

放課後児童クラブ（生活の場）

13:00頃～

利用児童の来所（下級生から順次来所）

- 出欠の確認、連絡帳の提出
- 宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に合わせて過ごす

16:00頃

おやつ時間

- 準備、後片付けの実施

- 集団遊び、レクリエーション等

掃除の時間・帰りの支度

18:00頃～

帰宅



放課後児童指導員



放課後子ども教室（学習・体験活動の場）

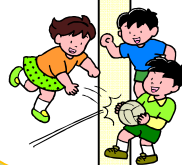
13:00頃～

活動の時間

- 室内での活動
学習、工作、オセロ、将棋 など



- 校庭での活動
ドッジボール、ソフトバレーボール など



放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室の活動に参加するなど、連携して実施

17:00頃～

帰宅

地域のNPO団体のスタッフ



情報交換

「放課後子どもプラン」の取組事例②

横浜市の例

《趣旨》

すべての子どもたちを対象にして、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供する。 ※市内87か所で実施(25年4月現在)

放課後子ども教室（学習・体験活動の場）

13:00頃～

利用児童の来室（下級生から順次来室）

○室内での活動
工作、読書、トランプ、ブロック など

○校庭での活動
野球、サッカー、一輪車 など

○出欠の確認
○遊び、休息など、それぞれの日課
や体調等に合わせて過ごす

○体育館での活動
バスケットボール、マット運動 など

～17:00

子ども教室の子どもは、随時帰宅

放課後児童指導員
と地域のボランティア



放課後子どもプラン

放課後児童クラブ（生活の場）

17:00頃～

おやつの時間

○準備、後片付けの実施

活動の時間

○宿題、遊び、休息など、それぞれの日課
や体調等に合わせて過ごす

掃除の時間・帰りの支度

～19:00

帰宅

就労している保護者等のニーズ
に応えられるよう、放課後
子ども教室の活動に引き続き、
子どもたちに居場所を提供

放課後児童指導員

